

下仁田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

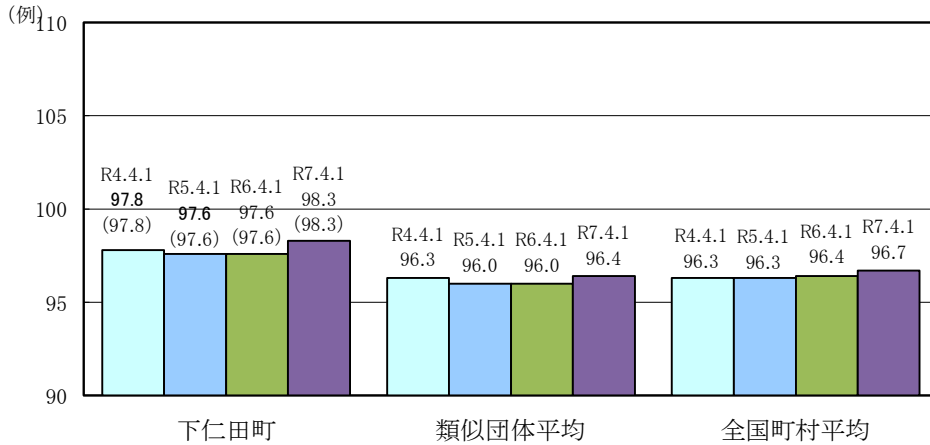
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 5年度の人件費率
	(7年1月1日)					
6年度	人	千円	千円	千円	%	%
	6,133	5,582,820	109,089	912,161	16.3	17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		A	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	94	354,793	58,646	158,227	571,666	6,282	5,723

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
 ※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

①給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。

②その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下仁田町	43.8 歳	336,100 円	387,992 円	360,243 円
群馬県	42.4 歳	334,300 円	411,885 円	366,691 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.2 歳	314,279 円	364,128 円	339,772 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
下仁田町	55.1 歳	2 人	352,700 円	381,050 円	376,500 円	—	—	—	
うち用務員	55.1 歳	2 人	352,700 円	381,050 円	376,500 円	その他	51.6 歳	247,600 円	1.54
群馬県	55.9 歳	49 人	356,500 円	387,176 円	375,610 円	—	—	—	
国	51.3 歳	1703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	
類似団体	51.0 歳	3 人	287,371 円	310,867 円	299,385 円	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
下仁田町	—	—	—
うち用務員	6,409,619 円	3,316,100 円	1.93

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成〇～〇年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		下仁田町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	224,300 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	192,900 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	183,500 円	186,900 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

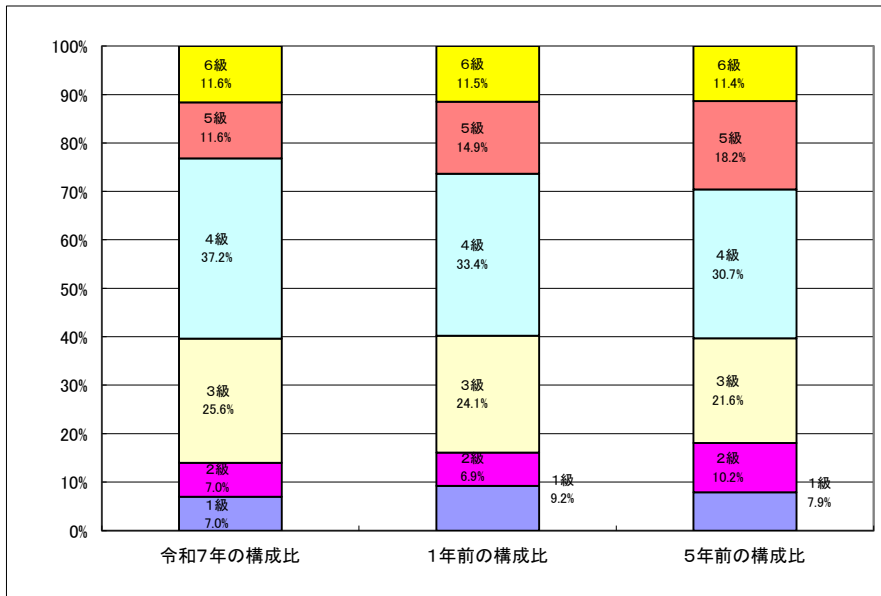
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,200 円	360,800 円	377,200 円	409,000 円
	高校卒	272,300 円	355,700 円	371,300 円	379,400 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

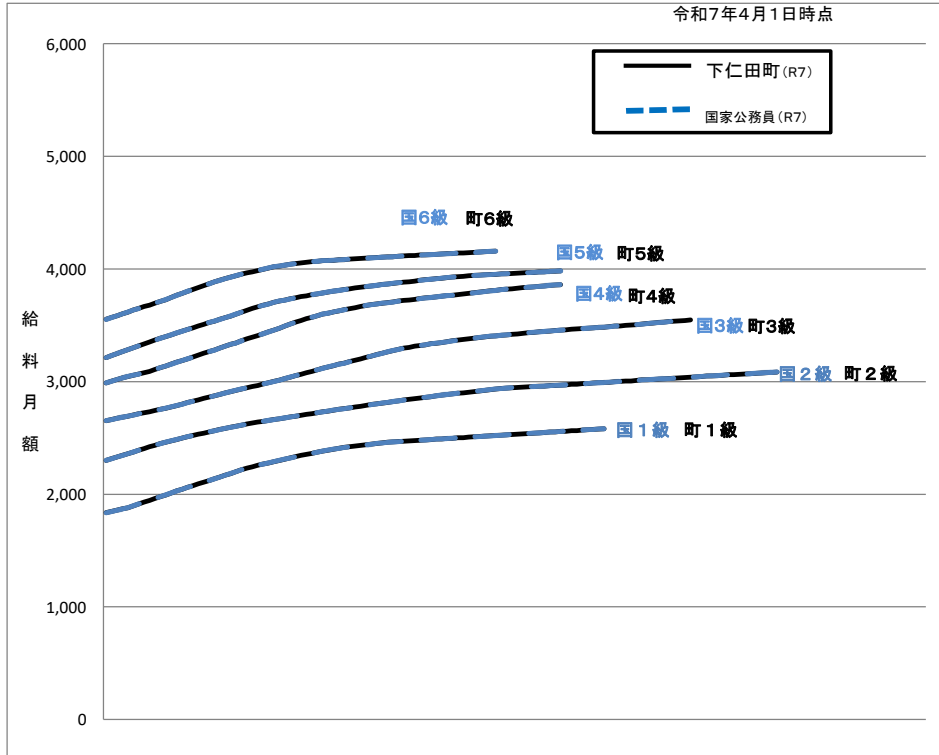
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	6人	7.0%	183,500 円	258,100 円
2級	主任	6人	7.0%	230,000 円	308,500 円
3級	主幹	22人	25.6%	265,300 円	354,700 円
4級	係長・係長代理	32人	37.2%	298,800 円	386,100 円
5級	課長補佐	10人	11.6%	321,300 円	398,200 円
6級	課長	10人	11.6%	355,200 円	415,700 円

- (注) 1 下仁田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（下仁田町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日まで における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下仁田町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,696 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,697 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%、管理監督者加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%、管理監督者加算10～25%

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（下仁田町）

令和6年度中における運用		管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

下仁田町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し)			その他の加算措置 定年早期退職特例加算(2%~45%)		
1人当たり平均支給額 千円22,219 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
前橋市	3.0 %	0 人	3.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度決算)			0.0 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業	一般職員	感染症の患者若しくは疑いのある患者を救護し若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業に従事した場合	0千円	1件当たり1,000円以内
行旅病人・行旅死亡人の取扱業務	一般職員	行旅病人・行旅死亡人の収容作業に従事した場合	0千円	1件当たり1,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	21,486 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	335 千円
支給実績（令和5年度決算）	18,254 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	209 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円・満16歳の 父母等6,500円・満16歳の 年度始めから満22歳の年度 末までの子5,000円加算	同	-	10,764 千円	262,500 円
住居手当	借家・借間入居者は家賃額 により最高28,000円	同	-	4,911 千円	272,800 円
通勤手当	交通機関を利用する場合 6ヶ月定期等で最高55,000 円交通用具使用者は通勤 距離に応じて2,000円～ 31,600円	同	-	7,482 千円	86,000 円
管理職手当	課長51,800円所長38,100円 課長補佐37,100円	異		13,527 千円	520,200 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	給料	月額	等
給料	市区町村長 () 円	582,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 892,000 円 / 523,000 円
	副市町村長 () 円	495,000 円	700,000 円 / 360,000 円
報酬	議長 () 円	275,000 円	366,000 円 / 200,000 円
	副議長 () 円	220,000 円	320,000 円 / 170,000 円
	議員 () 円	210,000 円	310,000 円 / 150,000 円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(令和7年度支給割合) 4.65	月分
	議長 副議長 議員	(令和7年度支給割合) 4.65	月分
退職手当	市区町村長	(算定方式) 582千円×4年×520/100	(1期の手当額) 12,105千円 (支給時期) 退職時
	副市町村長	495千円×4年×300/100	5,940千円 退職時
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

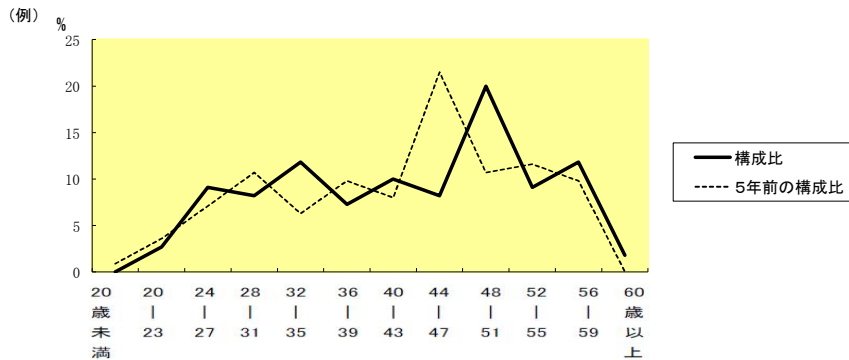
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和7年	令和6年		
普通会計部門	議会	2	2	1 人事異動による増 △1 事務の効率化 1 人事異動による増 △1 人事異動による減
	総務	27	27	
	税務	8	7	
	民生	11	11	
	衛生	10	11	
一般行政部門	農水	7	7	<参考> 人口1万当たり職員数 125 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 119 人)
	農工	6	5	
	商工	6	7	
	土木	6	7	
計	77	77		
教育部門	17	16		人事異動による増
消防部門				
小 計	94	93		<参考> 人口1万当たり職員数 153 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 142 人)
公営企業等部門		6	6	
		10	10	
小 計	16	16		
合 計	110	109		<参考> 人口1万当たり職員数 179 人
	[176]	[176]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	10人	9人	13人	8人	11人	9人	22人	10人	13人	2人	110人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
部門別							
一般行政	77	77	79	77	79	78	▲1(98.7 %)
教育	17	16	15	16	18	17	(%)
消防							(%)
普通会計計	94	93	94	93	97	95	▲1(98.9 %)
公営企業等会計計	16	16	15	15	15	16	(%)
総合計	110	109	109	108	112	111	▲1(99.0 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 213,348	千円 8,188	千円 16,572	% 7.8	% 7.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,700千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 令和5年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 5	千円 14,668	千円 2,514	千円 4,090	千円 21,272	千円 4,254	千円 4,286

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

記載事項なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下仁田町	33.6 歳	244,470 円	354,531 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下仁田町		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
818 千円		1,593 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分 (1.400)月分	2.10 月分 (1.000)月分	2.50 月分 (1.400)月分	2.10 月分 (1.000)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

下仁田町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)	無し		定年早期退職特例加算(2%～45%)		
1人当たり平均支給額	千円	千円			

ウ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	818 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	163,560 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	100.0 %			
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
危険手当	PAC及び次亜塩素酸ナトリウム取扱いに従事する職員		39 千円	日額200円
待機手当	勤務時間外に自宅待機で緊急出勤に備えて拘束される職員		779 千円	1回につき1,600円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	857 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	171 千円
支給実績(令和5年度決算)	274 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	55 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 父母等6,500円 満16歳の年度始めから満22 歳の年度末までの子5,000 円加算	同	なし	0 千円	0 円
住居手当	借家・借間入居者は家賃額 により最高28,000円	同	なし	484 千円	242,200 円
通勤手当	交通機関を利用する場合 6ヶ月定期等で最高55,000 円 交通用具使用者は通勤距 離に応じて2,000円～31,600 円	同	なし	354 千円	70,860 円
管理職手当	課長 51,800円 課長補佐 37,100円	同	なし	0 千円	0 円
初任給調整手当	浄水場及びガス供給所に主 に勤務する者で採用時の年 齢に応じて支給 20,000円～60,000円	異	一般行政職 同手当なし	0 千円	0 円